

福浜議員 要望項目一覧

令和2年度11月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>新型コロナウイルス対策について 年末の帰省時期を見据え、帰省予定者や県外出張帰り者等を対象に、PCR検査や抗原検査が「安価」で「容易」に受けられるよう国要望望をお願い致します。</p>	<p>国においても、新型コロナウイルス感染症対策分科会などで、無症状者に対する検査の取扱いが議論されており、現状では、「感染リスクが低い無症状者への検査については、感染拡大防止に対する効果は低く、感染症法における行政検査としては実施しないが、民間企業や個人等が、海外渡航や興行を行うなど個別の事情に応じて、各々の負担で検査を行うことはあり得る。」との提言がなされており、引き続き、国の議論を注視していく。</p>
<p>医療・福祉関係では、従事者のご家族が県外に行った場合、従事者が10日間程度の自粛を余儀なくされているケースが依然見られるため、ご家族のPCR検査や抗原検査について、「優先」して「安価」で受けられるように検討をお願い致します。合わせて、県外に行かれたご家族が、一定期間「待避」できる施設の検討についてもお願い致します。</p>	<p>本県においては、以前から柔軟に行政検査を行ってきたが、特に、医療・福祉関係者が県外で濃厚接触の恐れがある場合などについては、幅広く検査を行ってきており、引き続き、同様の対応を心がけていく。</p> <p>また、医療従事者の家族への感染防止及び院内感染防止を目的とし医療機関が医療従事者用の宿泊施設を確保するための経費を補助する制度（医療従事者等感染拡大防止対策事業補助金）を設けている。これにより、医療従事者が、県外に行かれた家族との接触を避ける場合も、当該補助金を活用して確保した宿泊施設を利用していただくことが可能である。</p> <p>【11月補正】医療環境整備等事業（医療従事者等感染拡大防止対策事業補助金） 30,502千円</p>
<p>観光・飲食関係への行政支援と比較すると、エンタメ業界への支援が限定的で、支援のメニューも「使いづらい内容になっている」との声が聴かれます。内容の拡充と合わせて地元在住のプロのアーティストが出演できるイベントの創出をお願い致します。</p>	<p>4月臨時補正において、プロを含む文化芸術活動者の発表機会を確保する「とっとりアート緊急支援プロジェクト事業」を創設し、県外の若手芸術家と地元在住のプロのアーティストとの連携による公演等に対する支援を行っている。また、(公財)鳥取県文化振興財団主催の弦楽コンサートにおいても、地元を含め多くのプロのアーティストが出演し活躍の場の創出に繋がっている。</p> <p>引き続き、県内在住のアーティストへの支援の手法については、(公財)鳥取県文化振興財団などと連携しながら地元アーティストの意見も踏まえ検討を進めていく。</p>
<p>現行、学校で児童生徒や教職員が1人でも感染すれば、2週間の休校措置が取られていますが、全国一斉休校措置の影響で、本県でも「視力低下」や「行き渋り増加」等が報告されています。状況に応じた柔軟な対応が可能になるようお願い致します。</p>	<p>「鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画」の中で、学校は、その児童・生徒や教職員等の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したときは、まずは14日間、臨時休業をすることを基本としているが、実施の規模及び期間等については、所轄の保健所の疫学調査を踏まえ、専門家と相談の上、総合的に判断して最終的には各学校の設置者が柔軟に対応できるようにしており、個別具体的な状況に応じて、子どもたちへの影響が少なくなるように対応していく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>林野開発（大型風力発電施設も含め）について</p> <p>欧州に比較して日本の都市が野放図的に開発されてきた反省を生かす意味でも、林野開発について、一定のゾーニングが必要ではないかと考えます。すでに鳥獣被害が里に広げないための緩衝地帯設置や奥山の自然林ゾーン等のゾーニングが図られています。土砂災害防止や景観・騒音等に配慮し、大型風力設置の不許可ゾーンについて予め、市町村や地元住民等と一緒に検討するよう要望します。</p>	<p>風力発電施設の設置については、電気事業法のほか、森林法、砂防法、急傾斜地の崩壊等による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、景観法、振動規制法や騒音規制法等の個別法令により規制等を行っている。</p> <p>一方で、風車からの影響は、例えば騒音では風況、地形、植生や舗装等の地表の被覆、土地の利用状況等によって異なるなど、個別事案ごとの状況に応じた対応が求められるため、大型風力設置の不許可ゾーンの設定ではなく、事案に応じて対応していく。</p> <p>また、風力発電等の電気事業の許認可権限等は、電気事業法に基づき国が有するものであり、国が厳正に対応等されるよう引き続き国に要望を行っていく。</p> <p>なお、本県の森林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を確保するため、森林面積の約半数が保安林に指定されており、実態として一定のエリアでの開発行為が規制されている。</p>
<p>地権者が風力発電施設建設に同意する背景には、山がお金にならないという現実論があります。何のための森林環境税なのか？国は原点に立ち返り、森林の維持と林業活性化という本来の目的に沿った税の使い道に是正するよう要望をお願いします。</p>	<p>森林環境譲与税の用途は、法律上、森林の整備及びその促進に関する施策と規定されており、森林現場に近く森林所有者に最も身近な存在である市町村が果たす役割が重要との考えにより、法律の範囲内で市町村の実情に応じた活用が可能となっている。</p> <p>このため県は「新たな森林管理システム推進センター」を設置し、市町村が実施する譲与税を活用した森林整備を推進しているところであり、譲与税の活用に関して課題が生じることがあれば、国に対して改善要望を行っていく。</p>
<p>5G時代を見据えた理解啓発について</p> <p>高い周波数帯を利用する5Gは、1箇所基地局アンテナから届く電波の距離が短く、アンテナ数を増やす必要がありますが、町村部を中心に5Gの電波が身体に悪影響を及ぼすとの風評により新規設置が困難で、その分、5G化が遅れる懸念があります。理解が深まるよう市町村と連携した啓発を要望します。</p>	<p>携帯電話事業者が基地局等を設置する際は、その周辺への電波の強さが基準値以下となるよう定められており、基準値以下の電波であれば、人体への影響は認められていない旨、総務省において公表されている。</p> <p>県民への啓発については、まずは携帯電話事業者において行われるべきではあるが、本県においても情報発信に努めるとともに、必要があれば携帯電話事業者及び市町村と連携した啓発にも取り組んでいく。</p>
<p>ノバリア（障がい者スポーツ施設）への公共交通について</p> <p>視覚障がいの方より、コココーラスポーツパークへの最寄りのバス停留所が距離的に遠く同行者のマイカーに同乗するか、タクシー利用しかなく困っているとの指摘がありました。例えばJR鳥取駅を発着点に、月2回、日曜日に「乗り合いジャンボタクシー」等による直行運行について実証実験を実施出来ないか、関係機関との協議を要望します。</p>	<p>ノバリアへの移動支援については、スポーツ教室の実施に合わせて鳥取駅や福祉作業所等からUDタクシーを運行させ、比較的安価に利用できるよう支援を行っていることから、活用をご検討いただきたい。</p> <p>また、スポーツ教室以外の個別利用は、同行者・介助者等の送迎等による来館を基本としているが、UDタクシーの乗合い活用などで移動負担を軽減する方法がないか、県障がい者スポーツ協会等の関係機関と話をしていく。</p>